

横須賀市社会的養護自立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市が児童養護施設等に入所させた児童等に対し、社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日雇児発0331第10号)の別紙社会的養護自立支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき実施する自立の支援のための経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において「児童養護施設等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「ファミリーホーム」という。)及び児童自立生活援助事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、実施要綱に規定する支援の対象となる者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、居住の場を提供し、生活支援等を行う児童養護施設等及び里親とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について(平成19年12月3日厚生労働省発雇児発第1203001号)の別紙児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱別表児童虐待防止対策等支援事業の部児童虐待防止対策等支援事業の款社会的養護自立支援事業等の項4基準額の欄に掲げる費目及び額により算出額とする。

2 補助金の支給の基準は、実施要綱の定めのとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請の際に補助金等交付申請書に添える書類は、規則第4条第1号に掲げる事業計画書及び実施対象者一覧表(第1号様式)とし、同条第2号に掲げる書類は、省略するものとする。この場合において、事業計画書は、第2号様式による。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施対象者一覧表
- (2) 事業実施報告書(第3号様式)

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けたものは、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から8年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条第 2 項、第 6 条関係)

実施対象者一覧表(申請・報告)

施設名・里親		
住 所		
電 話 番 号		
	対象者氏名	対象者の状況
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

第 2 号様式(第 5 条第 2 項関係)

事業実施計画書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
施 設 種 別 里 親 ・ 施 設 名 施 設 長 名	
対 象 者 氏 名	
生 年 月 日	
実 施 期 間	
対 象 者 の 状 況	
希 望 す る 事 業 内 容	
備 考	

第 3 号様式(第 6 条関係)

事業実施報告書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
施 設 種 別 里 親 ・ 施 設 名 施 設 長 名	
対 象 者 氏 名	
生 年 月 日	
実 施 期 間	
対 象 者 の 状 況	
実 施 し た 事 業 内 容	
備 考	